秘 密 保 持 契 約 書

　国立大学法人滋賀医科大学（以下，「甲」という）と○○○○○○○（以下，「乙」という）とは，相互に相手方に開示する情報の秘密保持に関し，次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は，甲乙間での「○○○○に関する研究」（以下「本研究」という）について、共同研究の可能性を検討（以下「本検討」という）するために，自己の判断に基づき必要と認めた範囲内で，自己の秘密情報を，相手方に開示する。

　（研究担当者）

　滋賀医科大学○○〇講座　職名　（氏名）

（秘密情報の定義）

第２条　本契約において秘密情報とは、本研究に関して甲及び乙が、秘密の旨を明示して、相手方（受領者）に開示する書面、図面、各種データ、試作品、物品、顧客情報その他一切の技術上若しくは営業上の情報をいう。

２　甲又は乙が、相手方に対し口頭にて開示する秘密情報については、開示の際に秘密である旨を伝え、かつ、当該情報が記載された書面を口頭による開示から20日以内に相手方に送付するものとし、当該書面をもって秘密情報とする。

３　秘密情報には次の各号のいずれかに該当する情報を含まないものとする。

一　開示の際に公知又は公用であったもの。

二　開示の際に受領者に帰属していたことを立証できるもの。

三　開示の後に受領者の責によらず公知又は公用になったもの。

四　正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領者が適法に取得したことを立証できるもの。

五　開示された秘密情報によることなく、受領者が独自に開発したことを立証できるもの。

（秘密保持の義務）

第３条　甲及び乙は，相手方から開示された秘密情報を厳重に秘密として保持し，事前に相手方の書面による承諾を得ることなく，これを第三者に開示又は漏洩等してはならない。

２　甲及び乙は、本検討の目的のためにのみ相手方の秘密情報を使用するものとし、予め相手方の書面による承諾なくして他の目的のために使用してはならない。

３　前項の他、甲及び乙は、相手方の事前の承諾がない限り、相手方から開示された秘密情報のうち、試作品等の有体物について、本検討の目的以外のために、これらを分解若しくは解析する等の行為をしてはならない。

４　甲及び乙は，本検討のために必要な範囲内で，自己の役員，教職員（従業員）に対し秘密情報を開示できるものとし，これらの者に対して秘密情報の厳重な秘密保持のために必要な措置を講ずるものとする。

（共同研究）

第４条　甲及び乙は、本検討の結果、本研究に関して共同研究を実施するとの合意に至った場合、共同研究契約書を締結することができる。

（秘密情報に基づく発明等）

第５条　甲又は乙が相手方から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、又は意匠の創作等（以下これらを合わせて「発明等」という）を行ったときは、当該発明等をなした甲又は乙は、直ちに相手方に対し通知するものとし、当該発明等の帰属、取り扱い等について別途協議のうえ決定するものとする。

（輸出管理条項）

第６条　甲及び乙は，本契約の履行に伴い貨物の輸出をする場合又は技術を非居住者等へ提供する場合，外国為替及び外国貿易法（当該法令に対応する諸外国の法令等を含む）に従い必要な手続を行う。

（損害賠償）

第７条　甲又は乙は，故意又は過失によって相手方に損害を与えた場合には，その損害を賠償しなければならない。

（期間終了後の取扱い）

第８条　甲及び乙は，本契約が終了後は遅滞なく，相手方から受領した秘密情報に関連する資料（複写・複製したものを含む）を破棄し、又は相手方からの要請があったときは，速やかに返却又は廃棄するものとする。

（契約の有効期間）

第９条　本契約の有効期間は，〇〇○○年○○月○○日より○年間とする。但し，期間満了前に甲乙間で書面により合意することによって，本契約の有効期間を延長し，又は短縮することができる。

２　前項の規定に拘らず，本契約の終了後もなお、第４条及び第５条の定めは１年間、第３条の定めは３年間、第７条の定めは関連事項が存続する限り有効に存続するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第10条　本契約の準拠法は日本法とする。本契約に関する紛争については，被告の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第11条　本契約に定めのない事項又はその他疑義を生じたときは，甲乙誠意をもって協議して解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため，本契約書２通を作成し，甲，乙それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

（甲）滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学

学長　　○　○　○　○　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職位　　〇　〇　〇　〇　　印